

東南アジアの工業団地に関する 概況と制度 その2

製造業企業が東南アジア諸国で工場を建てる場合、工業団地に建設するのが一般的である。ただし、工業団地と一口にいても各国で様々な形態のものがあるため、進出先として各国の工業団地について検討する参考として、昨年のレポート2012 vol.146 (2012年7月発行)に引き続き、東南アジア諸国の工業団地の概況と制度について報告する。今回は、東南アジア主要国のうち、タイ、インドネシア、ベトナムの工業団地を取り上げたが、今回はマレーシア、フィリピン、カンボジアの工業団地を取り上げる。

1 マレーシア

(1) 日本企業の進出状況

マレーシアに進出している日本企業の現地法人数は806法人であり、その内、製造業が436法人である(図表1)。製造業の中でも、電気機器が134法人と一番多く、次いで化学が70法人、輸送機器が36法人である。非製造業370法人のうち、卸売業が182法人とほぼ半数を占めているのは、日本本社では製造業の企業が、現地に販社を設立する形での進出が多いためである。

(2) 工業団地概況

マレーシアには200以上の工業団地がある。その多くは、各州の経済開発公社、地域開発庁、港湾当局、地方公共団体など政府機関が中心となって開発、運営されている。地元の民間開発業者が開発した工業団地もあるが、外国企業(外資が50%以上の企業)による工業団地の開発・運営への参入は認められていない。

マレーシアの工業団地では、各州の投資誘致機関が入居企業へのサービスを提供しており、各種行政手続きの

窓口サービスやその他ビジネスサポートなどのサービス面での工業団地間の差は小さい。また、電力はテナガ・ナショナル、ガスはペトロナス・ガスが全国一律に供給しており、料金設定は州間で差はない。

一方、水道は州政府が開発・運営し、メンテナンスを行っており、料金は州ごとに決められている。土地代も各工業団地によって違い、首都クアラルンプール周辺の工業団地よりも北部や東部の州の工業団地の方が安い。一方、海や川沿いにあり、地盤整備などの費用がかさむ場所では、土地代も高い。

一般の工業団地のほかに、特定分野に特化した工業団地もあり、クアラルンプールにあるテクノロジーパーク・マレーシアやケダ州にあるクリム・ハイテクパークは技術集約的産業や研究開発活動に特化した工業団地である(図表2)。その他にも、イスラム教の戒律にのっとったハラール食品の生産加工に特化したハラール工業団地がセランゴール州にはある。

また、工業団地の中には、主に輸出向けに生産や組立を行う企業のための自由工業地域(FIZ)に認定されているものもある。自由工業地域は自由地域法(1990年)に基づき、財務省によって18地域(2012年1月現在)が認定されている。

図表1 マレーシア進出日系現地法人数

製造業																
	食料品	繊維・衣服	パルプ・紙	化学	医薬品	石油石炭	ゴム製品	ガラス・土石	鉄鋼	非鉄金属	金属製品	機械	電気機器	輸送機器	精密機器	他製造業
436	14	9	5	70	1	0	17	16	11	27	24	31	134	36	11	30
非製造業																
	農林漁業	鉱業	建設業	運輸業	情報通信業	卸売業	小売業	金融業	サービス業	その他の非製造業	マレーシア日系現地法人全産業					
370	0	1	34	42	17	182	11	30	36	17	806					

出所:東洋経済新報社「海外進出企業総覧(国別編)2012」より共立総合研究所にて作成

ここでは、輸出促進のため、税関手続きが最小限にとどめられていたり、生産活動に直接必要な原材料、コンポーネント部品、機械設備の輸入税が免除されていたり、完成品の輸出の手続きが簡略化されていたりするなどの優遇措置が適用される。

自由工業地域でこのような優遇措置を受けるためには、①製品の80%以上が輸出されること、②原材料や部品が主として輸入品であることなどの要件を満たす必要がある。ただし、政府は自由工業地域に立地する企業であってもマレーシア国内の原材料や部品をより多く使用するように奨励している。

(3) 土地の利用制度

外国人・外国企業には50万リンギ(約1,650万円、2013年4月12日現在)以上の工業用地の所有が認められている。ただし、土地は州の管轄で、土地の取得には州の認可が必要であり、外国資本による土地所有権に関して州当局より諸条件が課せられることもある。また、2,000万リンギ(約6億6,000万円、同上)以上の土地については経済企画庁の承認が必要である。

多くの工業団地にはレンタル工場が設置されており、中小企業によるより小規模な工場の場合、レンタル工場を利用することも多い。

(4) 投資関連の政府機関と法令

マレーシアにおける投資に関する基本法は、製造業については工業調整法(1975年)である。これにより製造業分野で資本金250万リンギ(約8,250万円、同上)以上、従業員数75人以上での事業を行う場合は、マレーシア投資開発庁(MIDA)から製造ライセンスを取得することが義務づけられている。

また、投資促進法(1986年)、所得税法(1967年)、関税法(1967年)、販売税法(1972年)、物品税法(1976年)、および自由地域法(1990年)に基づいて、医療関連機器産業や代替エネルギー産業など重点産業育成のための業種別優遇措置や、輸出促進のための優遇措置、あるいは特

定地域振興のための優遇措置等、政策目的に応じて様々な分野で多岐にわたる優遇措置が付与されている。優遇措置の申請もマレーシア投資開発庁が窓口となっている。

輸出企業を優遇する制度としては、自由工業地域に立地する以外に、一般の工業団地に立地する企業にも「保税工場」資格が付与される制度がある。この資格を取得すれば自由工業地域と同じ優遇措置が適用され、輸出入の手続きが簡素化され、原材料や部品、設備の輸入関税が免除される。

地域格差是正のため、政府は5カ年計画で指定した5カ所で地域開発プロジェクトを進めており、各地域の開発を監督する政府機関が別途、重点産業を定め、優遇措置を設定している。例えば、イスカンダル開発地域では石油化学や電気・電子などの既存産業に加えて、教育や金融などの新規産業の形成に重点をおいている。また、北部回廊経済地域や東海岸経済地域ではこれまで開発が遅れていたため雇用拡大、所得向上などに重点を置いている。ボルネオ島の2つの指定地域の内、サバ開発回廊では製造業に加えて、農業や観光にも重点を置いており、もう1つのサラワク再生可能エネルギー回廊では水力発電による電力供給拠点としての開発および豊富な電力を活かした産業の育成に重点を置いている。

図表2 マレーシアの州と地域開発プロジェクト指定地域



出所:各種資料より共立総合研究所にて作成

2 フィリピン

(1) 日本企業の進出状況

フィリピンに進出している日本企業の現地法人数は450法人である(図表3)。製造業225法人の内、電気機器が72法人で一番多く、次いで輸送機器が47法人、化学が26法人である。非製造業では卸売業が76法人と、マレーシアと同じく現地に販社を設立する形が多いため一番多いが、次いでサービス業が44法人、運輸業が32法人である。

(2) 工業団地概要

フィリピンの工業団地には、貿易産業省の経済区庁や特定地域の開発公社など政府機関が開発、運営する公営のものと、民間事業者が開発、運営する民間のものがある。

経済区庁が直接開発、運営している工業団地に加えて、民間事業者が開発、運営している工業団地も一部含め、2012年12月31日現在、65ヵ所の工業団地が経済区(EcoZone)に指定されている。

また、経済区庁以外に、特定地域を特別経済区として開発、運営する政府機関もあり、主なものにはクラーク開発公社やスービック湾首都圏庁など返還された米軍基地などの再開発に取り組むもののほか、地方開発に取り組むザンボアンガ特別経済区庁、カガヤン経済区庁、オーロラ特別経済特区庁、パターン自由港経済特区庁などがある(図表4)。

民間事業者が開発、運営する工業団地には、日本企業が出資し、運営に参加している工業団地もあり、主なものではリマ工業団地(丸紅40%出資)、ファースト・フィリピン工業団地(住友商事30%出資)、ラグナ・テクノパーク(三菱商

事25%出資)などがある。また、現在は出資していないが、開発にあたって日系商社が出資していたファースト・カビテ工業団地(丸紅)やルイシタ工業団地(伊藤忠商事)などもある。

マニラ近郊の主要な工業団地では電力供給は安定しており、給水や排水、下水処理などの施設も整備されているなど、インフラが完備している。一方で、工業団地以外でのインフラ(電力、物流、通信)は未整備な地域が多く、課題とされている。

多くの工業団地は「カラバルソン地域」と呼ばれるカビテ州、ラグナ州、バタンガス州に集積しており、マニラから車で1時間程度の範囲内にある。

(3) 土地の利用制度

フィリピンでは土地の所有はフィリピン人もしくはフィリピン人・企業の出資比率が60%以上の企業のみ認められており、外国人および外国企業(外資が41%以上)による土地の所有は認められていない。そのため、外資系企業が土地を利用するには、フィリピン人のパートナーから60%の出資を得て、土地所有会社を設立し、土地を購入し、その会社から借りて利用する方法と、土地の所有者から直接、土地を借りる方法との2つの方法が一般的である。

借地期間は50年で25年の延長が認められており、最長75年間である。ただし、土地の利用は投資目的のみに限定され、投資目的以外の利用では期間は25年、延長25年の最長50年間となる。

(4) 投資関連の政府機関と法令

フィリピンにおける投資に関する基本法はオムニバス投資法(1987年)である。同法により、毎年改訂されている投

図表3 フィリピン進出日系現地法人数

製造業																
	食料品	繊維・衣服	パルプ・紙	化学	医薬品	石油石炭	ゴム製品	ガラス・土石	鉄鋼	非鉄金属	金属製品	機械	電気機器	輸送機器	精密機器	他製造業
225	6	1	0	26	2	0	7	2	4	6	22	11	72	47	7	12
非製造業											フィリピン日系現地法人					
	農林漁業	鉱業	建設業	運輸業	情報通信業	卸売業	小売業	金融業	サービス業	その他の非製造業	全産業					
225	1	6	29	32	16	76	1	17	44	3	450					

出所:東洋経済新報社「海外進出企業総覧(国別編)2012」より共立総合研究所にて作成

図表4 フィリピンの産業集積地域と特別経済区



出所:各種資料より共立総合研究所にて作成

資優先計画に記載された事業分野^(注1)への投資は、優遇措置を受けることができる。また、事業活動が投資優先計画に記載されていない場合、外国企業の場合、製品の70%以上が輸出用であれば、優遇措置を受けることができる。オムニバス投資法の優遇措置を受けて企業を設立する場合は、投資委員会(BOI)に申請し、承認を受けた後、法人企業は証券取引委員会へ、個人企業は貿易産業省消費者保護局へ登録する。

また、経済区内で事業を行う企業は経済区庁の投資優遇策を受けることができる。その場合は、特別経済区法(1995年)に基づいて投資委員会の代わりに経済区庁へ申請し、承認を受け、証券取引委員会もしくは貿易産業省消費者保護局へ登録する。

優遇措置を受けずに企業を設立する場合は、外国投資法(1991年)に基づいて、外国投資ネガティブリスト^(注2)に明

示された分野以外であれば海外からの出資100%での設立が認められており、法人企業は証券取引委員会へ、個人企業は貿易産業省消費者保護局へ登録するだけでよい。

投資の相談や手続きの窓口として、ワンストップ・アクション・センターが設置され、このセンター内に各種政府機関の代表部があり、投資申請の受付と処理を行っている。

3 カンボジア

(1) 日本企業の進出状況

カンボジアに進出している日本企業の現地法人数は55法人であるが、製造業が49法人と圧倒的に多い。その中でも、繊維・衣服が20法人にのぼり、労働集約型分野への進出が多いことがうかがえる(図表5)。

(2) 工業団地概要

カンボジアでは、工業団地は政府からの認可を受けて、経済特区(SEZ)として開発、運営されている。経済特区とは、経済特区政令(2005年)に基づいて定められ、全ての産業とそれに関連する活動を集積するための経済セクター開発を目的とする地域である。2012年11月現在で22ヵ所が認可され、その内7ヵ所が実際に稼働している(図表6)。その中で、シアヌークビル港経済特区は政府機関のシアヌークビル港公社が開発、運営しているが、それ以外はいずれも民間業者によって開発、運営されている。

現在稼働している7つの経済特区は地理的に大きく3つに分けられる。まず、プノンペン周辺及び、カンボジア唯一の海港があるシアヌークビル周辺の地域で、プノンペン経済特区、シアヌークビル港経済特区、シアヌークビル経済特区の3つの経済特区がある。次にベトナムとの国境周辺で、

図表5 カンボジア進出日系現地法人数

製造業																
	食料品	繊維・衣服	パルプ・紙	化学	医薬品	石油石炭	ゴム製品	ガラス・土石	鉄鋼	非鉄金属	金属製品	機械	電気機器	輸送機器	精密機器	他製造業
49	2	20	4	4	0	0	0	1	0	1	2	0	5	4	0	6
非製造業																
	農林漁業	鉱業	建設業	運輸業	情報通信業	卸売業	小売業	金融業	サービス業	その他の非製造業	カンボジア日系現地法人全産業					
6	0	0	0	1	0	0	2	0	2	1	55					

出所:日本アセアンセンター・カンボジア投資セミナー(2012年7月)カンボジア開発協議会 投資環境改善アドバイザー今村裕二氏資料より共立総合研究所にて作成

東南アジアの工業団地に関する 概況と制度 その2

図表6 カンボジアの経済特区



出所:各種資料より共立総合研究所にて作成

現在稼働しているのはマンハッタン経済特区とタイセン経済特区であるが、土地の造成など具体的な開発が進んでいる経済特区が他に2カ所ある。最後にタイとの国境周辺で、ポイベト経済特区とコココン経済特区がある。

(3) 土地の利用制度

土地の所有は外国人、外国企業（外国資本が50%以上）には認められておらず、工場等を建設する場合は土地を借りる。経済特区内では、経済特区を開発・運営している企業より土地を借り、建屋を建設するか、レンタル工場を借りて事業を行っている。借地期間の上限は50年と民法（2007年）で定められている。

(4) 投資関連の政府機関と法令

カンボジアへの海外からの直接投資については2003年に制定された改正投資法が基本法となる。改正投資法に

記載されている投資禁止分野^(注3)および外国人に対して制限されている分野を除いて、商業省に登録を行い、関連する業務上の許可を取得すれば自由に投資活動を行うことができる。

海外からの投資において優遇措置の付与を求める場合は、カンボジア開発評議会（CDC）もしくは州・特別市投資小委員会に投資登録を申請し、投資ライセンスを取得する。

経済特区内では、カンボジア開発評議会の代わりに、カンボジア経済特別区委員会、もしくは個別の特区に設置されている「経済特別区管理事務所」に投資登録を申請すれば、投資ライセンスを取得でき、優遇措置を受けることができる。

経済特区内に設置された経済特区管理事務所ではワン・ストップ・サービスを行っており、投資ライセンス・優遇措置の申請以外にも、免税輸入許可や通関業務、会社登録、原産地証明などの各種手続きを行うことができる。

経済特区内で事業を行う場合、投資ライセンスを取得した事業に付与される優遇措置以外に、追加の優遇措置も付与される。例えば、輸入にあたって支払う付加価値税のうち、輸出加工型の事業では建設資材、生産設備、原材料にかかる分、国内市場型の事業では建設資材、生産設備にかかる分が経済特区内では免除される。ただし、製品を輸出せず、国内に出荷した場合は、その量に応じて付加価値税を支払うことになる。また、経済特区内では外国人従業員は総従業員の10%まで管理者、技術者または専門家として雇用することができる。さらに経

〈参考〉マレーシア・フィリピン・カンボジアの工業団地の概況と土地・投資制度等

	工業団地の概況	土地の利用制度	主な投資関連法	主な投資関連機関
マレーシア	200以上 政府機関による公営が主、民間工業団地もあるが、外国企業の参入は認められていない。	外国人・外国企業も50万リンギ以上の土地所有が可	工業調整法（1975年） 投資促進法（1986年）	経済企画庁 投資開発庁（MIDA）
フィリピン	経済区65カ所（公営と民間） 特別経済区6カ所（公営） 民間工業団地では、外資系も認められており、日系資本の工業団地もある	外国人・企業の土地所有は禁止 フィリピン人・企業出資60%の合弁による土地所有会社を設立し購入するか、土地所有者から賃貸により利用	オムニバス投資法（1987年） …優遇措置を受ける外国企業 外国投資法（1991年） …優遇措置を受けない外国企業 特別経済区法（1995年） …経済区内で事業を行う外国企業	投資委員会（BOI） 経済区庁
カンボジア	経済特区22カ所、うち7カ所が稼働、公営は1カ所だけ	外国人・企業の土地所有は禁止 賃貸により利用	改正投資法（2003年） 経済特区政令（2005年）	カンボジア開発評議会（CDC） カンボジア経済特別区委員会

出所:各種資料より共立総合研究所にて作成

経済特区内の投資家・企業および外国人従業員は経済特区における投資収益や給与を全て国外へ送金できる。

通関手続きについても経済特区区内では各種の特例が認められており、国境ではなく、経済特区区内で通関手続きを済ますことができ、手続きの簡素化と迅速化が図られている。

(注1) 2012年の投資優先計画では、従来からのインフラや自動車、造船などの分野に新たに鉄鋼と病院・医療サービスが加えられ、13の優先分野が定められている。

(注2) 外国投資ネガティブリストに挙げられ、外国からの投資が禁止されている分野には、資本金250万米ドル以下の小売業や小規模鉱業、核兵器や化学兵器等の製造・修理などがある。

(注3) 投資禁止分野には非合法薬の製造や毒性を有する化学品の製造、森林開拓事業などがある。

(2013.4.23) 共立総合研究所 調査部 市来 圭

OKB海外サポートデスクサービス

詳細については個別の団地ごとに異なり、それぞれで情報収集が必要です。その際には以下のような大垣共立銀行の「OKB海外サポートデスク」サービスをご活用ください。なお、ご利用にあたっては、最寄りの大垣共立銀行本支店、もしくは海外事業推進部（0584-74-2265）にお問い合わせください。

国名	現地法人名	所在地	電話番号 (国番号から記載)
マレーシア	Berjaya Sampo Insurance Berhad	Berjaya Sampo Insurance Berhad, Global Business Department 18th Floor, Menara BGI, Plaza Berjaya, 12 Jalan Imbi, 55100 Kuala Lumpur, MALAYSIA	60-3-2117-2118
フィリピン	PGA Sampo Japan Insurance Inc.	c/o PGA Sampo Japan Insurance Inc., 5th Floor, Corinthian Plaza, 121 Paseo de Roxas, Legaspi Village, Makati, Metro Manila, PHILIPPINES	63-2-811-3417

〈現地視察報告〉 国境地域に増える工場進出

カンボジアではベトナム、タイ両国との国境沿いの経済特区への工場進出が増えている。ベトナムとの国境の町、バベットにはマンハッタン経済特区とタイセン経済特区があり、日系企業が合わせて11社（2012年7月現在）進出している。これらの経済特区では、カンボジアに立地しながら、料金が安く、供給もカンボジアに比べると安定しているベトナムからの電力を利用することができる。また、経済特区における通関手続きの特例を利用することで、簡単にホーチミンから原材料等を輸入し、製品をホーチミンを通じて輸出することができる。国境からホーチミンまでは片側2車線の幹線道路が整備され、車で1時間半程度（約80km）であり、ホーチミン港を利用して日本等へ輸出することが容易である。

カンボジアとタイとの国境にも経済特区が2つあり、内陸部のポイペトにはポイペト経済特区が、海岸部のコックンにはコックン経済特区がある。いずれの経済特区でもタイから、料金が安く、供給の安定した電力を利用する

ことができる。また、タイへのアクセスが容易で、タイの主要港であるレムチャバン港までの距離はポイペトからは約250km、コックンからは約340kmである。

以上のように、隣国のベトナム、タイの電力や道路、港湾といったインフラを活用しながら、カンボジアの土地や労働力を活用したり、関税の優遇措置を利用したりする事業モデルでの進出が国境沿いで増えている。



ベトナム・カンボジア国境中間地帯に並ぶトレーラー（写真手前がベトナム、奥がカンボジア）（筆者撮影）